

## 大阪府環境審議会水質測定計画部会運営要領（案）

## (趣旨)

第1条 この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置する水質測定計画部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。

## (組織)

第2条 部会は、次に掲げる者につき、委員、臨時委員及び専門委員で組織する。

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 一 条例第2条第1項第1号に規定する委員 | 4人以内 |
| 二 条例第2条第1項第3号に規定する委員 | 4人以内 |
| 三 条例第3条第1項に規定する臨時委員  | 3人以内 |
| 四 条例第3条第2項に規定する専門委員  | 若干名  |

2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

## (会議)

第3条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、これに属する委員、臨時委員及び専門委員の三分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 市町村長のうちから任命された委員及び臨時委員に事故があるときは、その職務を代理するものが議事に参与することができる。
- 5 部会の決議は、水質汚濁防止法第16条第1項に定める測定計画について、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事とすることを必要と認めた場合はこの限りではない。
- 6 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

## (必要事項)

第4条 この要領に定めるもののはか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

## 附 則

この要領は、平成16年7月12日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行する。

## 水質測定計画部会の概要

### 1 目的

都道府県知事が水質汚濁防止法第16条第1項の規定により地方行政機関の長と協議して作成する公共用水域及び地下水の水質の測定計画（以下、「測定計画」という。）について、調査審議を行う。

### 2 公共用水域及び地下水の水質測定計画について

#### （1）根拠法令

##### ① 水質汚濁防止法第16条第1項

都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。

##### ② 水質汚濁防止法第21条第1項

都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べができるるものとする。

#### （2）平成18年度の水質測定計画の内容

平成18年2月8日に開催された第6回水質測定計画部会に計画案を諮問し、当該部会による決議・答申を受けて、知事が作成。

##### ① 公共用水域の水質測定計画

###### ア 水質測定点

河川：105河川、144地点（環境基準点94地点、準基準点50地点）

海域：大阪湾海域 22地点（環境基準点15地点、準基準点 7地点）

###### イ 底質測定点

河川：49地点

海域：15地点（12地点は水質測定の環境基準点と、2地点は準基準点と重複）

##### ② 地下水質測定計画

ア 概況調査（府域全体の地下水の水質の把握） 81地点

イ 汚染井戸周辺地区調査（概況調査等により発見された汚染範囲を確認）

ウ 定期モニタリング調査（汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視）

143地点

#### （3）平成19年度の水質測定計画の作成

毎年度1回開催しており、本年度も2月に開催し、水質測定計画案について諮問する予定。

### 3 決議

大阪府環境審議会条例第6条第7項の規定により、本部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。ただし、決議できる事項については、運営要領において「水質汚濁防止法第16条第1項に定める測定計画について」と規定している。